

高知市職員採用資格試験 試験案内

医 師

令和7年5月1日

〒780-8571 高知市本町五丁目1番45号

高知市 総務部 人事課

☎ 代表 (088) 822-8111

直通 (088) 823-9410

ホームページ: <http://www.city.kochi.kochi.jp/>

受付期間 受験手続その他試験に関することは、人事課(☎直通
088-823-9410)にお問い合わせください。

試験内容等 個人面接
(試験実施日及び場所等については別途通知します。)

1 試験区分・採用予定人員・職務内容及び受験資格

試験 区分	採用 予定 人員	職務内容	受 験 資 格
医 師	1名程度	主に公衆衛生に係る専門的業務に従事します。	昭和36年4月2日以降に生まれた人で、医師法による医師免許を有する人 (ただし、平成18年4月1日以後に医師免許を申請し、医師免許を取得した人にあつては、令和8年3月末日までに医師法第16条の2の臨床研修を修了した人又は修了見込みの人)

(注)

上記の受験資格を有する人であっても、次のいずれかに該当する人は受験できません。

- ① 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ② 高知市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ③ 日本国憲法施行の日(昭和22.5.3)以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- ④ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産者の宣告を受けている人(心神耗弱を原因とする人以外)

2 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は、採用候補者名簿に登載され、登載の日から1年間（本人の状況によっては削除されることがあります。）高知市職員として採用の資格が与えられます。

なお、採用予定日は、原則として4月1日以降ですが、欠員等の状況により採用可能な人については、それ以前に採用されることがあります。

受験資格が無い場合や、申込書等の記載事項に虚偽又は不正があることが判明した場合は、合格を取消します。

- (2) 地方公務員法第22条の規定により、採用の日から6か月間は条件付採用期間とし、その間の勤務成績が良好な場合に正式採用となります。

※条件付採用期間は、勤務状況等により、最長1年まで延長する場合があります。

3 給料等

初任給は、職務経験年数、最高学歴等を考慮して一定の基準に基づき決定されます。このほか、初任給調整手当、住居手当、通勤手当、地域手当、扶養手当、期末勤勉手当及び勤勉手当等の諸手当がそれぞれの条件に応じて支給されます。

○医師免許取得後、医師勤務歴5年の方の給料モデル

初任給は月額381,900円（令和7年4月1日現在）。

ほか期末手当、勤勉手当及び地域手当あり。

別途、初任給調整手当を月額310,000円*支給します。

なお、要件に該当する人には住居手当、通勤手当、扶養手当等が支給されます。

※ 初任給調整手当の支給期間及び金額は諸条件により変動します。

4 その他

この試験において提出される書類等は、一切返却できません。

申込書等に含まれる受験者の個人情報については、採用試験以外の目的には一切使用しません。ただし、最終合格者の個人情報は人事情報として使用します。